

第22期第32回高知海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和6年11月12日(火) 14時00分から14時31分まで
- 2 開催場所 高知市本町5丁目3-20 高知共済会館 3階 「桜」
- 3 出席委員 木下清、澳本健也、問可枉善、畠中悠、浦尻和伸(web)、
前田嘉広、柴田孝夫、蔭山純由、石田実、益本俊郎、(計10名)
欠席委員 小笠原利幸、中澤芳江、川竹佳子
署名委員 畠中悠、蔭山純由
県出席者 水産振興部 西山副部長
漁業管理課 浜渦課長
事務局 飯田事務局長、木村次長、志和チーフ、渡邊主査
- 4 審議事項
 - 第1号議案 漁業の許可又は起業の認可方針の変更について(なまこ漁業、機船船びき網漁業)
 - 第2号議案 制限措置の変更について(なまこ漁業、機船船びき網漁業)
 - 第3号議案 宿毛市沖の島周辺海域における船舶を使用するのいさき釣りの委員会指示について
- 5 議事内容

飯田事務局長	それでは、定刻となりましたので、ただ今より第32回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。 それでは、本日の会議ですが、委員定数15名の内、出席委員は10名で、高知海区漁業調整委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。 なお、浦尻委員は、Webによる出席です。では、会長、お願いいたします。
木下会長	皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。 それでは、はじめに水産振興部 副部長さんから、ごあいさつをお願いします。
西山副部長	みなさん、こんにちは。水産振興部副部長の西山でございます。 皆様方におかれましては、お忙しいところ、本日の会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 本来であれば、部長が出席いたしましてご挨拶申し上げるべきところですが、別の用務で欠席のため、代わりに私がご挨拶させていただきます。 本日の委員会は、議案が3件でございます。 第1号議案の「漁業の許可又は起業の認可方針の変更について(なまこ

漁業、機船船びき網漁業)」、第2号議案の「制限措置の変更について(なまこ漁業、機船船びき網漁業)」、この2件につきましては、なまこ漁業の許可の更新に際して、許可の有効期間を1年から5年に変更するとともに、操業区域の追加を行おうとするものです。また、安芸地区の機船船びき網漁業の沖合への区域拡大については、地元からご要望いただきまして、関係者の合意形成も確認できたことから、これを許可することについてご審議いただくものです。

続きまして、第3号議案の「宿毛市沖の島周辺海域における船舶を使用してのいさき釣りの委員会指示について」でございますが、3年前に発動しました委員会指示の有効期間が来月末で切れることから、新たに有効期間を5年間にして指示を発動することについてご審議いただくものです。

詳細については、後程、事務局からご説明しますので、十分にご審議をよろしくお願いいたします。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。

木下会長

ありがとうございました。

それでは、本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は、小笠原委員、川竹委員、中澤委員です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、畠中委員と、蔭山委員にお願いします。

それでは議題に入ります。

第1号議案 漁業の許可又は起業の認可方針の変更について(なまこ漁業、機船船びき網漁業)、第2号議案 制限措置の変更について(なまこ漁業、機船船びき網漁業)は関連していますので、一括して議題とします。事務局からの説明を求めます。

渡邊主査

第1号議案 漁業の許可又は起業の認可方針の変更 及び第2号議案 制限措置の変更については、改正の内容が重複しておりますので、2つの議案を併せて説明いたします。

資料1の1ページ目をお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。6高漁管第685号。令和6年11月5日。高知海区漁業調整委員会 会長 木下 清 様。高知県知事 濱田省司。漁業の許可又は起業の認可方針の変更について。このことについて、別紙案のとおり変更したいので、貴会の意見を伺います。

それでは、資料2ページ目をお願いいたします。こちらは、今回変更を必要とする漁業とその変更理由及び内容を示したものです。「1 変更理由」について説明いたします。

まず、(1) なまこ漁業 について説明します。吉川地区から新たに操

業区域を追加したいとの要望があったことから、操業区域 15 として吉川地区に操業区域を設定します。また、現在なまこ漁業の許可の有効期間は 1 年としていますが、当該漁業を許可漁業として設定して 3 年以上が経過し、その間に漁業調整上の問題等起こっていないことから、他漁業と同様に、許可の有効期間を 5 年とするものです。

次に（２）の機船船びき網漁業についてですが、操業区域 2 の安芸、伊尾木、川北、穴内及び芸西地区において、沖合への区域拡大に関して地元及び隣接地区での合意が形成されていることが確認できたことから、許可方針を変更するものです。今回は、操業区域を沖合へ拡大することということで、拡大予定区域について、資源や他漁業への影響を見極めるため、許可の有効期間を 1 年とし、許可後一定期間調整上の問題等なければ、有効期間 5 年の許可に移行します。

続いて、資料 9 ページをお願いします。資料 9 ページでございます。こちらは、高知県漁業協同組合、関係地区の地区委員長、安芸漁業協同組合及び安芸西部機船船びき組合連合会長から提出された要望書です。今回は、水深 40 メートル以浅までであった操業区域を、水深 80 メートル以浅まで拡大することについて要望がありました。この書類を見ると、地元地区及び隣接区域である手結地区と安田地区の同意が得られていること、安芸西部機船船曳連合会との調整が整っていることが確認できます。

また、今回拡大する区域は沖合で、幅広い利用が想定されることから、地元漁業者らが「安芸海区漁業振興協議会」に漁場利用の観点から関係漁業者がいるかどうかの確認を行い、奈半利・田野地区に可能性があるとのことで、両地区に説明を行い、問題がないことを確認済みです。

続いて、ページが戻りまして資料 3 ページをお願いします。資料 3 ページでございます。資料 3 ページの新旧対照表に基づいて、変更内容を説明します。資料中、表の左側が変更内容案、右側が変更前の内容となっております。

まず、なまこ漁業について、（１）許可等をすべき漁業者の数その他制限措置の上限と（２）操業区域に、操業区域 15 として吉川地区を追加します。吉川地区の漁業者の数の上限は 2、漁業時期は周年、操業区域は高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第 1,029 号の漁場区域としております。これらは、吉川地区からの要望に従って設定した内容となります。

続いて、資料 4 ページをご覧ください。（３）許可の有効期間について、下線部のとおり 1 年であったものを 5 年に変更します。

資料 5 ページをお願いします。機船船びき網漁業の操業区域 2（安芸、伊尾木、川北、穴内及び芸西地区）に 2 の 2 として拡大予定区域を追加します。（１）許可等をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の

数その他制限措置の上限については、操業区域 2 と同様の内容で設定しております。(2) 操業区域については、イ 操業区域 2 を操業区域 2 及び操業区域 2 の 2 に変更しています。

資料の 6 ページをお願いします。資料 6 ページには、(ウ)、(エ)として操業区域 2 の 2 の区域を追加しています。

続いて資料の 7 ページをお願いします。操業区域 (3) 許可の有効期間ですが、操業区域 2 の 2 は有効期間 1 年の短期許可として取扱いますので、そのように書きぶりを変更しております。また、(4) 許可等の条件については、イ 操業区域 2 であったところを、操業区域 2 及び操業区域 2 の 2 に変更します。

それぞれの操業区域の概略図を、なまこ漁業は資料 10 ページ、機船船びき網漁業は資料 11 ページに付けています。

引き続き資料 2 の説明を行いますので資料 2 の 1 ページ目をお願いします。資料 2 でございます。諮問文を朗読します。

6 高漁管第 686 号。高知海区漁業調整委員会様。高知県漁業調整規則(令和 2 年高知県規則第 73 号)第 4 条第 1 項第 4 号に掲げるなまこ漁業、同条第 1 項第 6 号に掲げる機船船びき網漁業について、制限措置を変更したいので、同規則第 11 条第 3 項の規定により諮問します。令和 6 年 11 月 5 日。高知県知事濱田省司。

この制限措置の変更については、先ほど説明しました、第 1 号議案の許可方針の変更に伴うものです。2 ページから 4 ページに告示案を添付していますが、1 号議案と重複するため説明は省略させていただきます。

なお、許可方針及び制限措置について、課内の協議により、内容の変更を伴わない軽微な修正等があった場合は、事務局に一任させていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくをお願いします。

木下会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

石田委員

(2) の機船船びき網漁業についてですが、資源に対する影響は、私は大きな影響はないと考えております。といいますのも、いわし類というのは、資源が増えたり減ったりするのは、主に水温等の自然環境であることが知られておりまして、それによって、まいわしの場合は数十倍の増減を数十年単位で繰り返す、かたくちいわしの場合は数倍、うるめいわしは比較的安定をしております。まいわし等の資源が最も増えた昭和の終わり頃は、数億トンくらい北西太平洋に現存していたと言われています。それが平成に入る頃に急に減ったのは、主に水温、黒潮の影響が強すぎたせいであって、漁業によるものではないと、ましてや高知県の沿岸において、稚

魚を今の漁業規模で獲ったところで、資源にほとんど影響は及ぼさないと考えられます。かたくちいわしについても非常に安定しておりまして、影響はないと考えられます。それから他県を見ても、例えば和歌山県ですと、紀伊水道の真ん中くらいまで行ってしらすを獲ったりもしていますけども、そこらでもいわしの資源に影響を与えたというような知見は全く得られていないということで、この程度の漁場の拡大というのは、問題はほとんどないと私は考えています。意見です。以上です。

西山副部長

ありがとうございます。石田委員の方から私どものお答えも述べていただいたようなものでございますが、現在バッチの方は極端な不漁ということで、皆様苦しんでおられるのは承知しております。委員ご指摘のとおり、特にまいわし資源につきましては、産卵場が足摺・豊後水道沖から東の方へ移動していることが、極端な不漁の原因であるということが国の研究所の方でも言われておりまして、漁獲によって不漁になっているということではないと私どもも判断しておりますので、この程度という言い方が適切かどうかということはあるんですけども、この漁場の拡大が資源に影響するとは私どもも考えておりません。

益本委員

同じく2番目の機船船びき網漁業についてなんですけれども、今のやりとりを聞いて大枠はわかったんですけども、この資料を見ても変更理由がちょっと良く分からなかったんですね。1番のなまこ漁業では、地元からの要望、要望の理由としては不漁だというようなことだったんですけども、2番の方はその辺の説明が全くないので、どうしてなのかなという風に思いました。なので、理由を書く場合はですね、その辺も分かるように書いていただきたいと思います。

西山副部長

はい、ありがとうございます。ただいま申し上げましたとおり、極端な不漁ということで漁業者が苦しい中、操業区域を資源に影響のない範囲で少しでも拡大したいという趣旨であると私ども考えております。次回、理由についてもしっかり書いて説明させていただきたいと思います。

澳本委員

ちょっと質問ですけども、なまこについて、流適法が適用されているということで、届出が必要ということですけども、高知県でなまこが獲れるというのをあまり聞いたことがないんですが、どれくらい水揚げをされているのか、あるいは金額的にどんなものなのかということ把握はしていますか。

渡邊主査

漁獲報告書の提出を許可の更新時に求めていますので、その漁獲成績

報告書で水揚げ金額、水揚げ量を把握しております。

澳本委員

漁協の漁業権内で採捕しているわけですが、漁協がそのあたり全く把握できていないので、何らかの方法でどのくらい水揚げがあるかということを漁協の方に知らせるような手段はないですかね。

木村チーフ

基本的には漁協等が漁獲成績報告書を取りまとめて提出してもらうということと、水揚げも、個人で流通法の登録を受けているというよりは、漁協が登録を受けているところに水揚げするという漁業者がほとんどです。漁協が数値を把握しているはずとなっております。

澳本委員

分かりました。

木下会長

他にご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第1号議案 漁業の許可又は起業の認可方針の変更について（なまこ漁業、機船船びき網漁業）、第2号議案 制限措置の変更について（なまこ漁業、機船船びき網漁業）は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との発言あり）

木下会長

ご異議ないようですので、第1号議案、第2号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

続きまして、第3号議案「宿毛市沖の島周辺海域における船舶を使用してのいさき釣りの委員会指示について」を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

渡邊主査

それでは、第3号議案 宿毛市沖の島周辺海域における船舶を使用してのいさき釣りの委員会指示について説明いたします。

今回お諮りする内容は、令和6年12月31日をもって期間満了を迎える当該委員会指示について、新たに指示を発動しようとするものです。

まず、宿毛市沖の島周辺海域における船舶を使用してのいさき釣りの委員会指示を発動するに至った経緯について、説明いたします。

宿毛市沖の島周辺は、いさきの好漁場として知られており、昭和60年頃から地元の漁船と県外船との間で漁場を巡る競合が発生していました。特に愛媛県の漁船は、船団を組んで出漁し、漁船どうしをロープで連結してアンカーで錨泊したり、水揚げや食料の調達を船団の船が交代で行うなどし、漁場を長期間独占するような状態が続いていました。

そのため、地元の漁船は漁場に入ることができず、当時の母島、弘瀬、鵜来島の3漁協から、何らかの規制を求める強い要望が当委員会に寄せられました。以上のことから、昭和62年に当該委員会指示を発動して沖の島周辺海域での船舶を使用したいさき釣りを委員会の承認制とし、船舶の連結、漁獲物の転載、夜間の操業や錨泊を制限することとなりました。それ以降、若干の変更を加えながら指示の更新を繰り返し、現在まで継続しているものです。

続きまして、資料の説明に入らせていただきます。資料1ページをお願いします。

当該委員会指示の内容を簡単に説明いたします。

まず、1では、沖の島周辺海域において、船舶を使用していさき釣りをしようとする者は、使用する船舶毎に高知海区漁業調整委員会の承認を受けなければならないことが規定されております。続いて、2ですが、承認の対象となる者は漁業協同組合員で、使用する船舶は5トン未満の漁船となっております。3の操業区域については、沖の島の周辺海域で、資料20ページに概略図を添付しております。

続いて、4の漁業時期は1月1日から12月31日までとなっております。5の条件では、ローブ等により船舶を連結して操業してはならない、漁獲物を他の船舶に転載してはならない、承認を受けた者は操業時に承認証を携帯するとともに、別記第1号様式によるプレートを他から見やすい場所に表示しなければならない、日没時1時間後から日の出時1時間前までの間は、操業及び操業区域における船舶の錨泊をしてはならないことが規定されています。6では、尾叉長19cm未満のいさきを釣ってはならないこと、7では、承認を受けた者は別記第2号様式により毎年9月30日までに委員会に報告しなければならないことが規定されています。

2ページをお願いします。8では、委員会は、この指示に違反して操業した時その他漁業調整上必要があると認めるときは承認を取り消すことがあること、9では、指示の有効期間が規定されています。

続いて、資料の構成を説明します。

1ページから5ページに新たな指示の案、6ページと7ページに指示の新旧対照表、8ページから17ページには本指示に係る事務取扱要領を、18ページから20ページに参考資料を載せております。

それでは、6ページ、7ページの新旧対照表に沿って、変更箇所をご説明します。資料6ページをお願いします。新たな指示の案では、指示の番号、指示の発動日、会長の氏名、操業区域、指示の有効期間を変更しております。

次に、3 操業区域については、操業区域から除かれている第3種共同漁業権区域のうち、共第3,131号から共第3,133号までを、共第3,129号

から共第 3, 131 号までに変更します。これは、昨年行われた漁業権の一斉切り替えにあわせて、漁業権番号を変更するものです。

続いて、資料 7 ページをお願いします。7 ページの 9 指示の有効期間については、これまでは 3 年間としていましたが、知事許可漁業と同じ 5 年間とし、令和 7 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日までとします。

次に、19 ページをお願いします。

図 1 は、承認件数を示しておりまして、県内の承認件数は、平成 2 年の 261 隻をピークに減少傾向にあり、平成 28 年から令和 2 年にかけて少し増加したものの、令和 4 年には 100 件を下回る数となっております。

また、県外の承認件数については、大分県は、平成 24 年以降承認実績はありません。愛媛県については、承認を始めた昭和 63 年以降、平成 14 年を除いて当該県に与えられた枠の上限である 30 件を維持していましたが、令和 4 年は 25 件と例年に比べて少し減少しています。

図 2 は、すくも湾漁協におけるいさきの水揚げ量の推移を示しています。指示を発動した当初は 100 トン以上の水揚げがありましたが、その後増減を繰り返し、平成 20 年以降は 40 トン以下の数量で推移しています。

近年のいさきの漁獲量は、ピーク時に比べると低位で推移していますが、愛媛県船の承認隻数は 20 隻を超えており、当該漁業に関する愛媛県の漁業者の関心は薄れていないことから、漁業調整上の問題を惹起しないために、今後とも委員会指示により、当該海域の漁業秩序を保っていくことが必要と考えられます。

事務局からの説明は以上ですので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

木下会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

益本委員

委員会指示については特に異議はありません。質問なんですけれども、愛媛県の方からは毎年漁獲報告はあがってきていますか。

渡邊主査

はい、あがってきております。

益本委員

なにか言い方があれですけども、正当な説明ができる……

西山副部長

漁獲成績の報告は毎年受け取っておりますけれども、今その数値を持ち合わせておりませんもので、おそらくそれが同等で続いているのか減っているのかというところにご関心がおありじゃないかなと思うんですけれども。また確認してお伝えするようにいたします。

益本委員

よろしくお願いします。先ほど説明のところでありましたように、承認件数はあまり変わっていないということで、それと同様に漁獲の圧についても同じなのかどうかということも考えに入れれないといけないかなと思いましたのでお聞きしました。どうもありがとうございました。

木下会長

他にございませんか。

他にご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第3号議案「宿毛市沖の島周辺海域における船舶を使用してのいさき釣りの委員会指示について」は、原案のとおり委員会指示を発動するという
ことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との発言あり)

木下会長

ご異議ないようですので、第3号議案は、原案のとおり委員会指示を発
動します。

本日の議案審議は終了しました。これをもちまして、第32回海区漁業
調整委員会を閉会といたします。

本日は、委員の皆様、どうもありがとうございました。

本書は、第22期第32回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議 長 木下 清

議事録署名委員 畠中 悠

議事録署名委員 蔭山純由

第22期第32回高知海区漁業調整委員会次第

開催日時 令和6年11月12日（火）14時から

場 所 高知共済会館 3階 「桜」（高知市本町5丁目3-20）

1 開会

2 あいさつ

3 欠席委員の報告

4 議事録署名委員の指名

5 議案審議

第1号議案 漁業の許可又は起業の認可方針の変更について（なまこ漁業、機船船びき網漁業）

第2号議案 制限措置の変更について（なまこ漁業、機船船びき網漁業）

第3号議案 宿毛市沖の島周辺海域における船舶を使用してのいさき釣りの委員会指示について

6 閉 会

資料 1

第 2 2 期第 3 2 回高知海区漁業調整委員会

第 1 号議案

漁業の許可又は起業の認可方針の変更について（なまこ漁業、
機船船びき網漁業）

6 高漁管第685号
令和6年11月5日

高知海区漁業調整委員会
会長 木下 清 様

高知県知事 濱田 省司

漁業の許可又は起業の認可方針の変更について
このことについて、別添案のとおり変更したいので、貴会の意見を伺います。

漁業の許可又は起業の認可方針（許可方針）の変更について

1 変更理由

(1) なまこ漁業

吉川地区から、新たに操業区域を設定したいとの要望があったことから、操業区域 15 として吉川地区に操業区域を設定します。

また、現在、当該漁業の許可の有効期間は 1 年としていますが、当該漁業を新たに許可漁業として設定して 3 年以上が経過し、その間に漁業調整上の問題等起こっていないことから、他漁業と同様に許可の有効期間を 5 年とするものです。

(2) 機船船びき網漁業

操業区域 2（安芸、伊尾木、川北、穴内及び芸西地区）の沖合への区域拡大について、地元及び隣接地区での合意が形成されていることが確認できたことから、許可方針の一部を改正するものです。拡大予定区域については、資源や他漁業への影響を見極めるため、許可の有効期間を 1 年とし、許可後、一定期間調整上の問題等なければ有効期間 5 年の許可に移行します。

2 変更内容

(1) なまこ漁業

許可方針第 10 条 3 なまこ漁業の（2）操業区域について、操業区域 15 として吉川地区を追加します。

許可方針第 10 条 3 なまこ漁業（3）許可の有効期間について「許可の有効期間は当分の間 1 年とする。ただし、有効期間の途中で新規に許可した場合については 1 年未満の期間とする。」を、「操業区域 1 から 15 の許可の有効期間は 5 年とする。ただし、有効期間の途中で新規に許可した場合については 5 年未満の期間とする。」に改めます。

(2) 機船船びき網漁業

許可方針第 10 条 5 機船船びき網漁業（2）操業区域 と（4）許可等の条件 に、イ 操業区域 2 の 2 として安芸、伊尾木、川北、穴内及び芸西地区の拡大予定区域を追加します。

また、（3）許可の有効期間について、「操業区域 1 から 10 の許可の有効期間は 5 年とする。ただし、有効期間の途中で新規に許可した場合については 5 年未満の期間とする。」を、「ア 操業区域 1 及び 2 並びに 3 から 10 の許可の有効期間は 5 年とする。ただし、有効期間の途中で新規に許可した場合については 5 年未満の期間とする。イ 操業区域 2 の 2 の許可の有効期間は当分の間 1 年とする。ただし、有効期間の途中で新規に許可した場合については 1 年未満の期間とする。」に改めます。

(参考) 漁業の許可または起業の認可方針・新旧対照表

新 (案)		旧	
第1条から第9条 略		第1条から第9条 略	
第10条 1 及び2 略 3 なまこ漁業 (1) 許可等をすべき漁業者の数その他制限措置の上限		第10条 1 及び2 略 3 なまこ漁業 (1) 許可等をすべき漁業者の数その他制限措置の上限	
漁業種類 なまこ漁業	漁業者の数の上限	漁業種類 なまこ漁業	漁業時期
	略	略	略
	52 操業区域14	52 操業区域14	4月1日から9月30日まで
(2) 操業区域 ア～ス 略 セ 操業区域14 (高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,062号の漁場区域)		(2) 操業区域 ア～ス 略 セ 操業区域14 (高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,062号の漁場区域)	
点の位置 基点甲 土佐清水市布・下ノ加江界牛の子磐共同漁業権境界基点 基点乙 土佐清水市久百々・大岐界共同漁業権境界基点 甲から磁針方位138度0分の線及び乙から磁針方位85度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。		点の位置 基点甲 土佐清水市布・下ノ加江界牛の子磐共同漁業権境界基点 基点乙 土佐清水市久百々・大岐界共同漁業権境界基点 甲から磁針方位138度0分の線及び乙から磁針方位85度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	
ソ 操業区域15 (高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権の		追加	

うち共第1,029号の漁場区域)

点の位置

基点甲 香南市吉川町古川外松ヶ瀬共同漁業権境界基点

基点乙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬旧漁場境界石柱

基点丙 南国市久枝・香南市吉川町界から東に327メートルの点

甲から乙を見通した線から左に90度0分の線及び丙から磁針方位180度0分の線により区切られた海域中甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(3) 許可の有効期間

操業区域1から15の許可の有効期間は5年とする。ただし、有効期間の途中で新規に許可した場合には5年未満の期間とする。

(4) 略

4 略

5 機船船びき網漁業

(1) 許可等をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置の上限

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数の上限	船舶の総トン数の上限	許可等をすべき船舶等の数の上限	漁業を営む者の資格
------	------	------	-------------	------------	-----------------	-----------

(3) 許可の有効期間

許可の有効期間は当分の間1年とする。ただし、有効期間の途中で新規に許可した場合には1年未満の期間とする。

(4) 略

4 略

5 機船船びき網漁業

(1) 許可等をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置の上限

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数の上限	船舶の総トン数の上限	許可等をすべき船舶等の数の上限	漁業を営む者の資格
------	------	------	-------------	------------	-----------------	-----------

いわし、 しらす機 船船びき 網漁業	操業区域 1	略				
			9月1日 から翌年 6月30日 まで	定めなし	10トン 未満	6 漁業権区域で 操業する場合 は、漁業権者 の同意のある 者
			追加			

(2) 操業区域

ア 略

イ 操業区域2

点の位置

基点A 安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点
基点B 安芸市伊尾木大師岩共同漁業権境界基点
基点C 安芸市下山県漁場基点第35号
点ア 北緯33度29分27.5秒、東経133度55分24.4秒
点イ 北緯33度29分16.7秒、東経133度55分19.1秒

いわし、 しらす機 船船びき 網漁業	操業区域 1	略				
			周年	定めなし	10トン 未満	84 漁業権区域で 操業する場合 は、漁業権者 の同意のある 者
			操業区域 2(1) 操業区域 2(2)	周年	10トン 未満	84 漁業権区域で 操業する場合 は、漁業権者 の同意のある 者

(2) 操業区域

ア 略

イ 操業区域2及び操業区域2の2

点の位置

基点A 安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点
基点B 安芸市伊尾木大師岩共同漁業権境界基点
基点C 安芸市下山県漁場基点第35号
点ア 北緯33度29分27.5秒、東経133度55分24.4秒
点イ 北緯33度29分16.7秒、東経133度55分19.1秒

点ウ 北緯33度28分59.1秒、東経133度56分00.0秒 点エ 北緯33度29分07.6秒、東経133度56分07.0秒 点オ 北緯33度29分13.9秒、東経133度55分57.7秒 点カ 北緯33度30分06.0秒、東経133度52分15.4秒 点キ 北緯33度30分00.4秒、東経133度52分14.9秒 点ク 北緯33度29分57.9秒、東経133度52分40.6秒 点ケ 北緯33度30分03.4秒、東経133度52分40.0秒 (ア) 操業区域2(1) 次に掲げる区域 a 基点Aから磁針方位185度0分の線以東及び基点Bから磁針方位222度0分の線に至る海域中水深40メートル以浅の区域(距岸1,700メートル以内の区域を除く。)。ただし、距岸1,700メートル以内の共同漁業権区域内にあっては、当該漁業権者の承諾を得た場合は、当該承諾の範囲内で操業することができる。 b 点アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアを結ぶ5直線により囲まれた区域 c 点カキ、キク、クケ及びケカを結ぶ4直線により囲まれた区域 (イ) 操業区域2(2) 基点Bから磁針方位222度0分の線以東及び基点Cから磁針方位220度0分の線に至る海域中水深40メートル以浅の区域 追加	点ウ 北緯33度28分59.1秒、東経133度56分00.0秒 点エ 北緯33度29分07.6秒、東経133度56分07.0秒 点オ 北緯33度29分13.9秒、東経133度55分57.7秒 点カ 北緯33度30分06.0秒、東経133度52分15.4秒 点キ 北緯33度30分00.4秒、東経133度52分14.9秒 点ク 北緯33度29分57.9秒、東経133度52分40.6秒 点ケ 北緯33度30分03.4秒、東経133度52分40.0秒 (ア) 操業区域2(1) 次に掲げる区域 a 基点Aから磁針方位185度0分の線以東及び基点Bから磁針方位222度0分の線に至る海域中水深40メートル以浅の区域(距岸1,700メートル以内の区域を除く。)。ただし、距岸1,700メートル以内の共同漁業権区域内にあっては、当該漁業権者の承諾を得た場合は、当該承諾の範囲内で操業することができる。 b 点アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアを結ぶ5直線により囲まれた区域 c 点カキ、キク、クケ及びケカを結ぶ4直線により囲まれた区域 (イ) 操業区域2(2) 基点Bから磁針方位222度0分の線以東及び基点Cから磁針方位220度0分の線に至る海域中水深40メートル以浅の区域 追加
点ウ 北緯33度28分59.1秒、東経133度56分00.0秒 点エ 北緯33度29分07.6秒、東経133度56分07.0秒 点オ 北緯33度29分13.9秒、東経133度55分57.7秒 点カ 北緯33度30分06.0秒、東経133度52分15.4秒 点キ 北緯33度30分00.4秒、東経133度52分14.9秒 点ク 北緯33度29分57.9秒、東経133度52分40.6秒 点ケ 北緯33度30分03.4秒、東経133度52分40.0秒 (ア) 操業区域2(1) 次に掲げる区域 a 基点Aから磁針方位185度0分の線以東及び基点Bから磁針方位222度0分の線に至る海域中水深40メートル以浅の区域(距岸1,700メートル以内の区域を除く。)。ただし、距岸1,700メートル以内の共同漁業権区域内にあっては、当該漁業権者の承諾を得た場合は、当該承諾の範囲内で操業することができる。 b 点アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアを結ぶ5直線により囲まれた区域 c 点カキ、キク、クケ及びケカを結ぶ4直線により囲まれた区域 (イ) 操業区域2(2) 基点Bから磁針方位222度0分の線以東及び基点Cから磁針方位220度0分の線に至る海域中水深40メートル以浅の区域 (ウ) 操業区域2の2(1) 基点Aから磁針方位185度0分の線以東及び基点Bから磁針方位222度0分の線に至る海域中水深40メートルから80メートルまでの区域 (エ) 操業区域2の2(2) 基点Bから磁針方位222度0分の線以東及び基点Cから磁針方位220度0分の線に至る海域中水深40メートルから80メートルまでの区域 ウ～コ 略	点ウ 北緯33度28分59.1秒、東経133度56分00.0秒 点エ 北緯33度29分07.6秒、東経133度56分07.0秒 点オ 北緯33度29分13.9秒、東経133度55分57.7秒 点カ 北緯33度30分06.0秒、東経133度52分15.4秒 点キ 北緯33度30分00.4秒、東経133度52分14.9秒 点ク 北緯33度29分57.9秒、東経133度52分40.6秒 点ケ 北緯33度30分03.4秒、東経133度52分40.0秒 (ア) 操業区域2(1) 次に掲げる区域 a 基点Aから磁針方位185度0分の線以東及び基点Bから磁針方位222度0分の線に至る海域中水深40メートル以浅の区域(距岸1,700メートル以内の区域を除く。)。ただし、距岸1,700メートル以内の共同漁業権区域内にあっては、当該漁業権者の承諾を得た場合は、当該承諾の範囲内で操業することができる。 b 点アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアを結ぶ5直線により囲まれた区域 c 点カキ、キク、クケ及びケカを結ぶ4直線により囲まれた区域 (イ) 操業区域2(2) 基点Bから磁針方位222度0分の線以東及び基点Cから磁針方位220度0分の線に至る海域中水深40メートル以浅の区域 (ウ) 操業区域2の2(1) 基点Aから磁針方位185度0分の線以東及び基点Bから磁針方位222度0分の線に至る海域中水深40メートルから80メートルまでの区域 (エ) 操業区域2の2(2) 基点Bから磁針方位222度0分の線以東及び基点Cから磁針方位220度0分の線に至る海域中水深40メートルから80メートルまでの区域 ウ～コ 略

(3) 許可の有効期間 ア 操業区域 1 及び 2 並びに 3 から 10 の許可の有効期間は 5 年とする。ただし、有効期間の途中で新規に許可した場合については 5 年未満の期間とする。 イ 操業区域 2 の 2 の許可の有効期間は当分の間 1 年とする。ただし、有効期間の途中で新規に許可した場合については 1 年未満の期間とする。 (4) 許可等の条件 ア 略 イ 操業区域 2 及び操業区域 2 の 2 (ア) この許可による機船船びき網漁業の操業は、当該漁業許可を有し、許可証に記載した船舶により行うこと。 (イ) 使用する漁具は次に掲げる範囲でなければならない。 a 袋網の長さは 20メートル以上、網地はもじ網とし、網目は 50センチメートルにつき、90径以上とする。ただし、ひうち（袋網口をひろげるための袖網と袋網の間の三角形の結節網地をいう。）を有する場合、ひうちの末端から袋網の末端までの長さは 20メートル以上、網地はもじ網とし、網目は 50センチメートルにつき 90径以上とする。 b 袋網に返し網（漏斗網その他これに類するものを含む。）をつける場合には、もじ網とし、網目は 50センチメートルにつき 90径以上とする。ただし、クラゲやごみ等を袋網から排出するための網（通称クラゲ抜き）は除く。 c 使用する漁具は 1 統以内とする。 (ウ) 漁具の網口の前面に天井網を付けることを禁止する。 (エ) 日没から日の出 1 時間前までの間は操業してはならない。 (オ) たい類、いより等の赤物を採捕してはならない。 ウ〜コ 略	(3) 許可の有効期間 操業区域 1 から 10 の許可の有効期間は 5 年とする。ただし、有効期間の途中で新規に許可した場合については 5 年未満の期間とする。 (4) 許可等の条件 ア 略 イ 操業区域 2 (ア) この許可による機船船びき網漁業の操業は、当該漁業許可を有し、許可証に記載した船舶により行うこと。 (イ) 使用する漁具は次に掲げる範囲でなければならない。 a 袋網の長さは 20メートル以上、網地はもじ網とし、網目は 50センチメートルにつき、90径以上とする。ただし、ひうち（袋網口をひろげるための袖網と袋網の間の三角形の結節網地をいう。）を有する場合、ひうちの末端から袋網の末端までの長さは 20メートル以上、網地はもじ網とし、網目は 50センチメートルにつき 90径以上とする。 b 袋網に返し網（漏斗網その他これに類するものを含む。）をつける場合には、もじ網とし、網目は 50センチメートルにつき 90径以上とする。ただし、クラゲやごみ等を袋網から排出するための網（通称クラゲ抜き）は除く。 c 使用する漁具は 1 統以内とする。 (ウ) 漁具の網口の前面に天井網を付けることを禁止する。 (エ) 日没から日の出 1 時間前までの間は操業してはならない。 (オ) たい類、いより等の赤物を採捕してはならない。 ウ〜コ 略
---	--

6から14 略	6から14 略
附則 この方針は令和3年1月5日から施行する。	附則 この方針は令和3年1月5日から施行する。
附則 この方針は令和4年6月3日から施行する。	附則 この方針は令和4年6月3日から施行する。
附則 この方針は令和4年7月22日から施行する。	附則 この方針は令和4年7月22日から施行する。
附則 この方針は令和4年8月22日から施行する。	附則 この方針は令和4年8月22日から施行する。
附則 この方針は令和4年11月4日から施行する。	附則 この方針は令和4年11月4日から施行する。
附則 この方針は令和4年12月26日から施行する。	附則 この方針は令和4年12月26日から施行する。
附則 この方針は令和5年3月1日から施行する。	附則 この方針は令和5年3月1日から施行する。
附則 この方針は令和5年3月22日から施行する。	附則 この方針は令和5年3月22日から施行する。
附則 この方針は令和5年7月27日から施行する。	附則 この方針は令和5年7月27日から施行する。
附則 この方針は令和5年10月4日から施行する。	附則 この方針は令和5年10月4日から施行する。
附則 この方針は令和5年11月2日から施行する。	附則 この方針は令和5年11月2日から施行する。
附則 この方針は令和6年8月23日から施行する。	附則 この方針は令和6年8月23日から施行する。
<u>追加</u>	<u>この方針は令和6年 月 日から施行する。</u>



機船船びき網漁業の沖合への区域拡大に関する要望書

日頃より格別のご指導ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

現在、漁獲量の減少に加え、燃油、資材の高騰により、漁業経営は非常に厳しいものとなっております。

こうした中、機船船びき網漁業の区域につきまして、水深 80 メートルの沖合までへの区域拡大に関して関係者の合意が得られましたので許可についてご配慮お願い申し上げます。

なお、区域拡大に伴う操業において発生した問題については、関係者間で誠意を持って解決を図ることとし、重大な問題が生じた場合は拡大区域での操業を中断し、この問題の解決を優先することとします。

令和 6 年 9 月 26 日

高知県水産振興部長 濱田 美和子 様

高知県漁業協同組合

代表理事組合長 澳本 健也



芸西地区委員会 委員長 尾木 俊夫

穴内地区委員会 委員長 前田 嘉広

伊尾木地区委員会 委員長 三宮 康太

下山地区委員会 委員長 内川 昭二

手結地区委員会 委員長 濱口 信義

安田地区委員会 委員長 山本 文雄

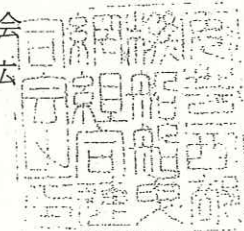
安芸漁業協同組合

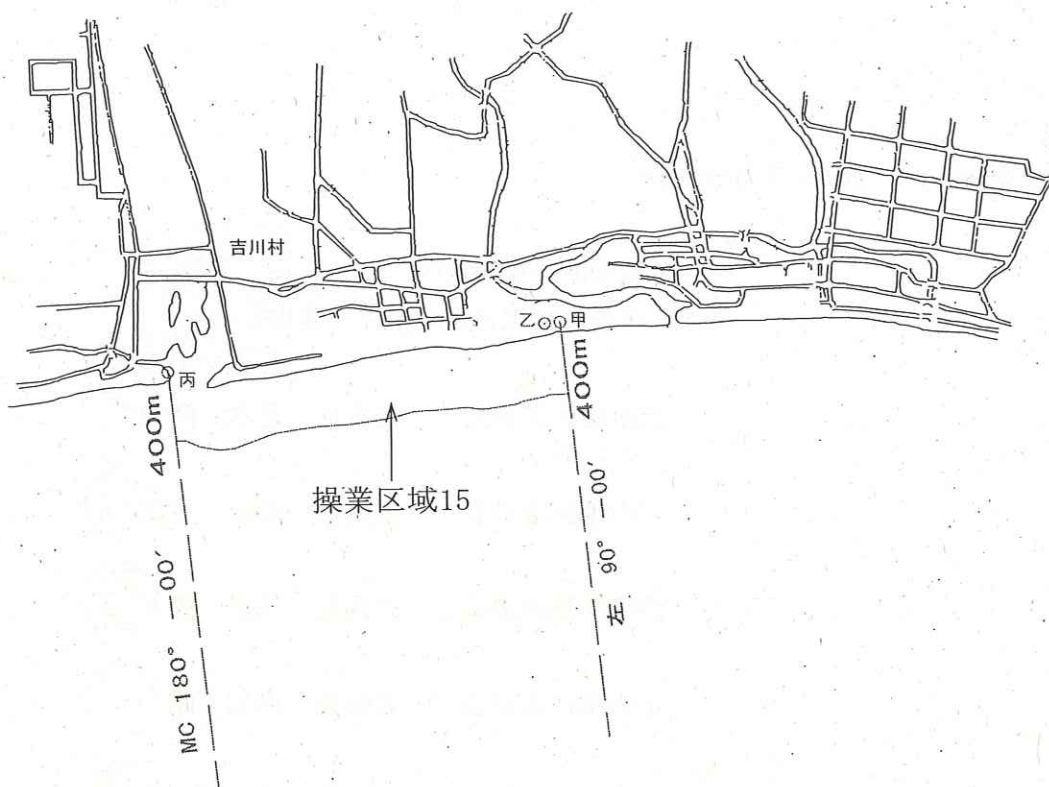
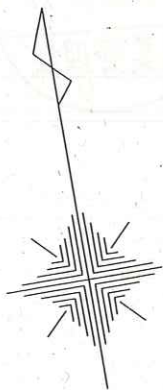
代表理事組合長 岡林 實生



安芸西部機船船びき組合連合会

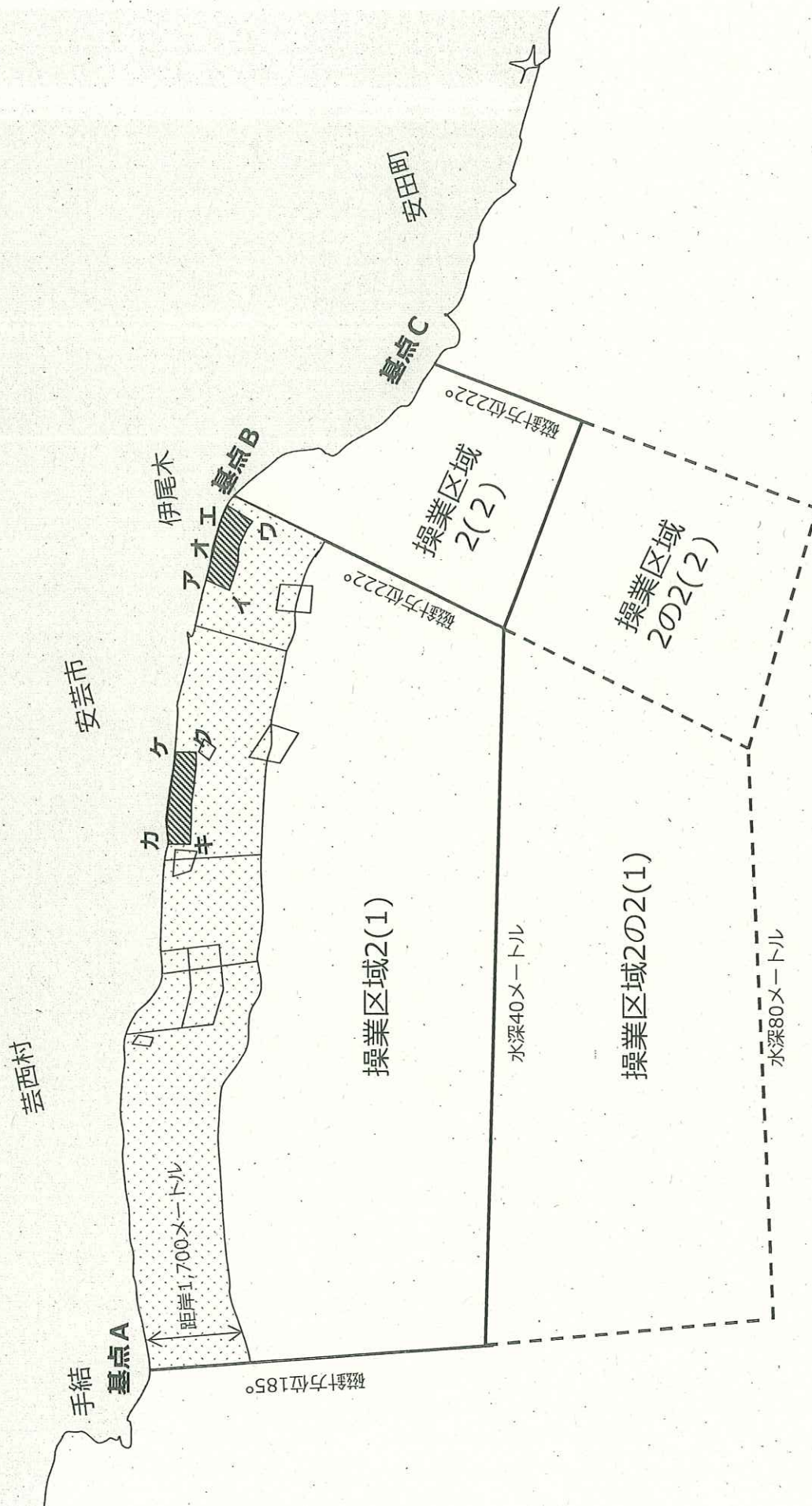
会長 前田 嘉広





S=1:50,000

安芸地区（安芸、伊尾木川北、穴内、芸西）における機船船びき網漁業の操業区域図（概略）



第22期第32回高知海区漁業調整委員会

第2号議案

制限措置の変更について（なまこ漁業、機船船びき網漁業）

6 高漁管第 686 号

高知海区漁業調整委員会 様

高知県漁業調整規則（令和 2 年高知県規則第 73 号）第 4 条第 1 項第 4 号に掲げるなまこ漁業、同条第 1 項第 6 号に掲げる機船船びき網漁業について、制限措置を変更したいので、同規則第 11 条第 3 項の規定により諮問します。

令和 6 年 11 月 5 日

高知県知事 濱田 省司

告 示

高知県告示第 号の2

令和3年11月高知県告示第938号（高知県漁業調整規則によるなまこ漁業の許可等の制限措置及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。

令和6年 月 日

高知県知事 濱田 省司

1の表中

	操業区域14	4月1日から9月30日まで	定めなし	定めなし	52	定めなし
--	--------	---------------	------	------	----	------

を

	操業区域14	4月1日から9月30日まで	定めなし	定めなし	52	定めなし
	操業区域15	周年	定めなし	定めなし	2	定めなし

に改める。

3中

「(14) 操業区域14（高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,062号の漁場区域）

点の位置

基点甲 土佐清水市布・下ノ加江界牛の子簾共同漁業権境界基点

基点乙 土佐清水市久百々・大岐界共同漁業権境界基点

甲から磁針方位138度0分の線及び乙から磁針方位85度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。」

を

「(14) 操業区域14（高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,062号の漁場区域）

点の位置

基点甲 土佐清水市布・下ノ加江界牛の子簾共同漁業権境界基点

基点乙 土佐清水市久百々・大岐界共同漁業権境界基点

甲から磁針方位138度0分の線及び乙から磁針方位85度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(15) 操業区域15（高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,029号の漁場区域）

点の位置

基点甲 香南市吉川町古川外松ヶ瀬共同漁業権境界基点

基点乙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬旧漁場境界石柱

基点丙 南国市久枝・香南市吉川町界から東に327メートルの点

甲から乙を見通した線から左に90度0分の線及び丙から磁針方位180度0分の線により区切られた海域中甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。 」

に改める。

告 示

高知県告示第 号

令和2年12月高知県告示第932号（高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置）の一部を次のように改正する。

令和6年●月●日

高知県知事 濱田 省司

4の(1)の表中

操業区域2 (1)	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	21	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
操業区域2 (2)					

を

操業区域2 (1)	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	21	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
操業区域2 (2)					
操業区域2 の2(1)	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	84	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
操業区域2 の2(2)					

に改め、4の(3)中「イ 操業区域2」を「イ 操業区域2及び操業区域2の2」に、

「(イ) 操業区域2(2)

基点Bから磁針方位222度0分の線以東及び基点Cから磁針方位220度0分の線に至る海域中水深40メートル以浅の区域

を

「(イ) 操業区域2(2)

基点Bから磁針方位222度0分の線以東及び基点Cから磁針方位220度0分の線に至る海域中水深40メートル以浅の区域

(ウ) 操業区域2の2(1)

基点Aから磁針方位185度0分の線以東及び基点Bから磁針方位222度0分の線に至る海域中水深40メートルから80メートルまでの区域

(エ) 操業区域2の2(2)

基点Bから磁針方位222度0分の線以東及び基点Cから磁針方位220度0分の線に至る海域中水深40メートルから80メートルまでの区域

に改める。

高知県漁業調整規則によるなまこ漁業の許可等の制限措置 新旧対照表

新 (案)										旧									
高知県告示第 号 令和 3 年 11 月 高知県告示第 938 号 (高知県漁業調整規則によるなまこ漁業の許可等の制限措置及び告示の廃止) の一部を次のように改正する。 令和 6 年 月 日 高知県知事 濱田 省司										高知県告示第 709 号 令和 3 年 11 月 高知県告示第 938 号 (高知県漁業調整規則によるなまこ漁業の許可等の制限措置及び告示の廃止) の一部を次のように改正する。 令和 5 年 11 月 10 日 高知県知事 濱田 省司									
1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置										1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置									
漁業種類		操業区域		漁業時期		推進機関の馬力数		船舶の総トン数		漁業者の数		漁業を営む者の資格							
なまこ漁業																			
				</															

新 (案)	旧
3 操業区域 (1) ～ (13) 略 (14) 操業区域14 (高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1, 062号の漁場区域) 点の位置 基点甲 土佐清水市布・下ノ加江界牛の子磔共同漁業権境界基点 基点乙 土佐清水市久百々・大岐界共同漁業権境界基点 甲から磁針方位138度0分の線及び乙から磁針方位85度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。 (15) 操業区域15 (高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1, 029号の漁場区域) 点の位置 基点甲 香南市吉川町古川外松ヶ瀬共同漁業権境界基点 基点乙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬旧漁場境界石柱 基点丙 南国市久枝・香南市吉川町界から東に327メートルの点 甲から乙を見通した線から左に90度0分の線及び丙から磁針方位180度0分の線により区切られた海域中甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	3 操業区域 (1) ～ (13) 略 (14) 操業区域14 (高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1, 062号の漁場区域) 点の位置 基点甲 土佐清水市布・下ノ加江界牛の子磔共同漁業権境界基点 基点乙 土佐清水市久百々・大岐界共同漁業権境界基点 甲から磁針方位138度0分の線及び乙から磁針方位85度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。 追加

高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置の一部を改正する告示新旧対照表

改正後		改正前	
高知県告示第 号	高知県告示第706号の2	高知県告示第932号 (高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置) の一部を次のように改正する。	高知県告示第932号 (高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置) の一部を次のように改正する。
令和6年 月 日	令和5年11月7日 (掲示済)	高知県知事 濱田 省司	高知県知事 濱田 省司
1～3 略	1～3 略	4 機船船びき網漁業	4 機船船びき網漁業
(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置	(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置		
漁業種類	漁業種類	推進機関の馬力数	推進機関の馬力数
操業区域	操業区域	漁業時期	漁業時期
いわし、しらす、機船船びき網漁業	いわし、しらす、機船船びき網漁業	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
略	略	漁業を営む者の資格	漁業を営む者の資格
操業区域 1	操業区域 1	10トン未満の範囲において許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数
操業区域 2(1)	操業区域 2(1)	21	21
操業区域 2(2)	操業区域 2(2)	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者

改正後	改正前
方位222度0分の線に至る海域中水深40メートル以浅の区域（距岸1,700メートル以内の区域を除く。）。ただし、距岸1,700メートル以内の共同漁業権区域内にあっては、当該漁業権者の承諾を得た場合は、当該承諾の範囲内で操業することができる。 b 点アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアを結ぶ5直線により囲まれた区域 c 点カキ、キク、クケ及びケカを結ぶ4直線により囲まれた区域 (イ) 操業区域2(2) 基点Bから磁針方位222度0分の線以東及び基点Cから磁針方位220度0分の線に至る海域中水深40メートル以浅の区域 (ウ) 操業区域2の2(1) 基点Aから磁針方位185度0分の線以東及び基点Bから磁針方位222度0分の線に至る海域中水深40メートルから80メートルまでの区域 (エ) 操業区域2の2(2) 基点Bから磁針方位222度0分の線以東及び基点Cから磁針方位220度0分の線に至る海域中水深40メートルから80メートルまでの区域 以下、略	方位222度0分の線に至る海域中水深40メートル以浅の区域（距岸1,700メートル以内の区域を除く。）。ただし、距岸1,700メートル以内の共同漁業権区域内にあっては、当該漁業権者の承諾を得た場合は、当該承諾の範囲内で操業することができる。 b 点アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアを結ぶ5直線により囲まれた区域 c 点カキ、キク、クケ及びケカを結ぶ4直線により囲まれた区域 (イ) 操業区域2(2) 基点Bから磁針方位222度0分の線以東及び基点Cから磁針方位220度0分の線に至る海域中水深40メートル以浅の区域 追加 以下、略

第22期第32回高知海区漁業調整委員会

第3号議案

宿毛市沖の島周辺海域における船舶を使用してのいさき釣りの
委員会指示について

海 区 漁 業 調 整
委 員 会 指 示 (案)

高知海区漁業調整委員会指示第105号

宿毛市沖の島周辺海域における船舶を使用してのいさき釣りに
ついて、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に
基づき、令和6年 月 日に次のとおり指示した。

令和6年 月 日

高知海区漁業調整委員会会長 木下 清

1 操業の承認

3に定める操業区域（以下「操業区域」という。）において
船舶を使用していさき釣りをしようとする者は、別に定める承
認事務取扱要領に基づき、使用する船舶ごとに高知海区漁業調
整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければな
らない。

2 承認対象者及び使用船舶

1に定める操業の承認（以下「承認」という。）の対象とな
る者は漁業協同組合員とし、使用する船舶は総トン数5トン未
満の漁船とする。ただし、委員会が特に認めたときは、この限
りでない。

3 操業区域

宿毛市沖の島、鶴来島、黒箸、二並島、三ノ瀬島、室箸、水
島及び姫島の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線
に至る区域とする。ただし、第三種共同漁業権共第3,129号か
ら共第3,131号まで及び共第3,809号から共第3,814号までの漁
場区域を除く。

4 漁業時期

漁業時期は、1月1日から12月31日までとする。

5 条件

いさき釣りの条件は、次のとおりとする。

(1) 操業区域においては、ロープ等により船舶を連結して
操業してはならない。

(2) 漁獲物を他の船舶に転載してはならない。

(3) 承認を受けた者は、操業に際し、自ら承認証を携帯す
るとともに、別記第1号様式によるプレート^{びょう}を他から見や
すい場所に表示しなければならない。

(4) 日没時1時間後から日の出^{ひよう}時1時間前までの間は、操
業及び操業区域における船舶の錨泊^{びよう}をしてはならない。

6 遵守すべき事項

尾叉^こ長19センチメートル未満のいさきを釣ってはならない。

7 報告義務

承認を受けた者は、漁獲成績を別記第2号様式により毎年9
月30日までに委員会に報告しなければならない。この場合、県
外に住所を有する者^こにあつては、その住所地を管轄する都道府

県の海区漁業調整委員会を経由して報告するものとする。

8 承認の取消し

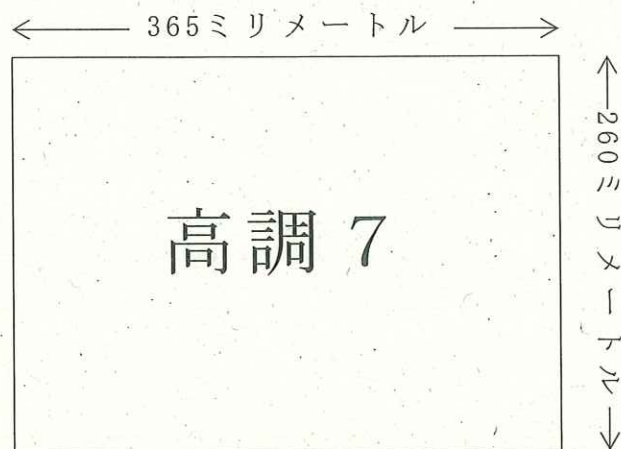
委員会は、この指示に違反して操業したときその他漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことがある。

9 指示の有効期間

指示の有効期間は、令和7年1月1日から令和11年12月31日までとする。

別記
第1号様式

宿毛市沖の島周辺海域におけるいさき釣り承認船が表示するプレート



注 プラスチック製で、黄地に黒文字で表示する。

第 2 号 様 式

年 月 日

高知海区漁業調整委員会会長 様

住所
氏名

年いさき漁獲成績報告書

承認番号	船名	総トン数
		トン

月	延べ操業日数	漁獲量 (kg)	漁獲金額 (円)	操業海域
1 月				
2 月				
3 月				
4 月				
5 月				
6 月				
7 月				
8 月				
9 月				
10月				
11月				
12月				
合 計				

高知海区漁業調整委員会指示

○船舶を使用してのいさき釣りについての指示

宿毛市沖の島周辺海域における船舶使用してのいさき釣りに係る高知海区漁業調整委員会指示 新旧対照表

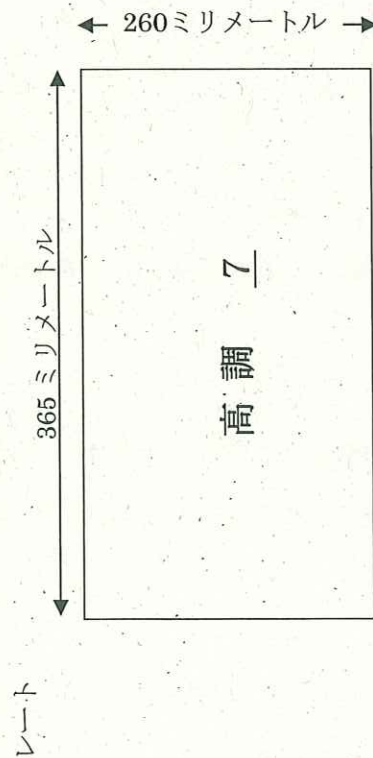
新	旧
高知海区漁業調整委員会指示第105号 宿毛市沖の島周辺海域における船舶使用してのいさき釣りに ついて、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に 基づき、<u>令和6年11月 日</u>に次のとおり指示した。 <u>令和6年 月 日</u> 高知海区漁業調整委員会会長 <u>木下 清</u> 1、2 省略 3 操業区域 宿毛市沖の島、鵜来島、黒濤、二並島、三ノ瀬島、室濤、水 島及び姫島の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線 に至る区域とする。ただし、<u>第三種共同漁業権共第3,129号から 共第3,131号まで及び共第3,809号から共第3,814号までの漁場 区域を除く。</u> 4～8 省略 9 指示の有効期間	高知海区漁業調整委員会指示第94号 宿毛市沖の島周辺海域における船舶使用してのいさき釣りに ついて、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に 基づき、<u>令和3年11月29日</u>に次のとおり指示した。 <u>令和3年12月17日</u> 高知海区漁業調整委員会会長 <u>前田 浩志</u> 1、2 省略 3 操業区域 宿毛市沖の島、鵜来島、黒濤、二並島、三ノ瀬島、室濤、水 島及び姫島の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線 に至る区域とする。ただし、<u>第三種共同漁業権共第3,131号から 共第3,133号まで及び共第3,809号から共第3,814号までの漁場 区域を除く。</u> 4～8 省略 9 指示の有効期間

指示の有効期間は、令和7年1月1日から令和11年12月31日までとする。

別記

第1号様式

宿毛市沖の島周辺海域におけるいさぎ釣り承認船が表示するプレート



注 プラスチック製で、黄地に黒文字で表示する。

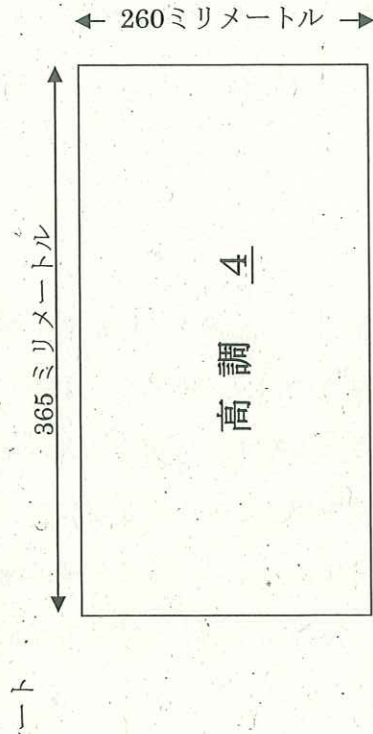
第2号様式 省略

指示の有効期間は、令和4年1月1日から令和6年12月31日までとする。

別記

第1号様式

宿毛市沖の島周辺海域におけるいさぎ釣り承認船が表示するプレート



注 プラスチック製で、黄地に黒文字で表示する。

第2号様式 省略

高知海区漁業調整委員会指示（船舶を使用してのいさき釣り）について
の承認事務取扱要領（案）

令和6年11月 日付け高知海区漁業調整委員会指示第105号（以下「委員会指示」という。）に関する承認事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）は、次のとおりとする。

1 承認の申請

承認を受けようとする者は、使用する船舶ごとに承認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、所属する漁業協同組合を経由して申請しなければならない。

この場合、当該漁業協同組合長は操業承認申請総括表（第2号様式）を添えて承認申請者の書類を一括して委員会長に提出するものとする。

なお、県内に住所を有しない者にあつては、その住所の所在する都道府県の知事の副申書を添えて（当該知事は操業承認申請総括表を添えて一括して取扱うものとする。）申請しなければならない。

- ・ 誓約書（第6号様式）
- ・ 漁船原簿謄本（ただし、県内に住所を有しない者）
- ・ 所属漁業協同組合長の副申書

2 承認証の交付

委員会が承認したときは、承認証（第3号様式）を申請者に交付する。

3 承認証の書換え交付

承認を受けた者は承認証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに別記第4号様式による申請書を提出して委員会に書換え交付を申請しなければならない。

4 承認証の再交付

承認を受けた者は、承認証を忘失し、又はき損したときは、速やかにその理由を付して別記第5号様式により委員会に再交付を申請しなければならない。

5 測度の是正により3級船（5トン未満船）から2級船になった漁船の取扱

委員会指示により、承認の対象となる船舶は総トン数5トン未満の漁船となっているが、上記に該当する2級船で、操業実績のある漁船は、承認の対象船舶とする。

6 委員会指示2中の委員会がトン数制限の解除を認めたときの2級船の取扱

2級船（取扱要領5に規定する漁船を除く）の承認隻数枠は別表1のとおりとする。

附則

この取扱要領は令和6年11月 日から施行する。

別表1 高知海区漁業調整委員会指示第105号に関する地区別・トン数別承認枠

	3級船	2級船
高知県 大月町・宿毛市	240	10
高知県 その他の市町村	60	
愛媛県	30	
大分県	10	

いさき釣り操業承認申請添付書類

- 1 都道府県知事の副申書（高知県外のみ）
- 2 漁業協同組合長の副申書
- 3 承認申請書
- 4 誓約書
- 5 承認証返納届
- 6 代表者選定届（該当する場合のみ添付）
- 7 漁船使用承諾書（該当する場合のみ添付）
- 8 操業実績届
- 9 廃業届（承認承継の場合、該当者のみ添付）
- 10 申請総括表

（注）

ア 都道府県知事及び漁協組合長の副申書については、一括して差し支えない。

イ 共同経営の場合は、代表者選定届を添付すること。

ウ 使用船舶が共同利用船の場合は、漁船使用承諾書を添付すること。

第1号様式

いさき釣り操業承認申請書

令和 年 月 日

高知海区漁業調整委員会会長 様

住 所

氏 名

いさき釣り操業の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 漁業時期

2 漁業根拠地

3 漁具の種類、規模及び数

4 使用する船舶

(1) 船名

(2) 漁船登録番号

(3) 船舶総トン数

トン

(4) 推進機関の種類

及び馬力数

(KW・馬力)

第2号様式

いさき釣り操業承認申請総括表

申 請 者		船 名 漁船登録番号 総トン数	添 付 書 類		
住 所	氏 名		誓約書	漁船原簿 謄本	漁協組合長 副申書

い さ き 釣 操 業 承 認 証

住 所
氏 名

1 操 業 区 域

2 漁 業 時 期

3 船 舶

(1) 船名

(2) 漁船登録番号

(3) 総トン数

(4) 推進機関の種類及び馬力数

4 有 効 期 間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

令和 年 月 日

高知海区漁業調整委員会会長



第4号様式

いさき釣り操業承認証書換え交付申請書

令和 年 月 日

高知海区漁業調整委員会会長 様

住 所

氏 名

下記により、いさき釣り操業承認証の書換え交付を受けたいので申請します。

記

1 承認番号 高調第 号

2 承認年月日 令和 年 月 日

3 書換えようとする事項

項 目	現在の承認証記載事項	書換えようとする内容

4 書換えを必要とする理由

第5号様式

いさき釣り操業承認証再交付申請書

令和 年 月 日

高知海区漁業調整委員会会長 様

住 所

氏 名

いさき釣り操業承認証を亡失（き損）したので再交付を申請します。

記

1 承認番号

2 承認年月日

3 船名及び漁船登録番号

4 亡失（き損）の理由

誓 約 書

令和 年 月 日

高知海区漁業調整委員会会長 様

住 所

生年月日 T・S・H 年 月 日

(ふりがな)

氏 名

今般、いさき釣り操業の承認を受けるにあたり、下記の事項を誓約いたします。

記

- 1 承認の条件を遵守し、絶対に違反操業はいたしません。
- 2 違反操業をした場合は、承認を取消されても異議はありません。
- 3 県の漁業取締員の指示については、これに従います。
- 4 私は、次の①から④までのいずれにも該当しないことを誓約します。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - ② 申請者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人（操船又は採捕を指揮監督する者をいう。以下同じ。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの
 - ③ 暴力団員等によってその事業活動が支配されている者
 - ④ 申請者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人の中に暴力団員等によってその事業活動が支配されている者に該当する者があるもの

代 表 者 選 定 届

令和 年 月 日

高知海区漁業調整委員会会長 様

住 所

氏 名

住 所

氏 名

住 所

氏 名

住 所

氏 名

住 所

氏 名

下記のとおり、いさき釣り操業の承認にかかる共同申請の代表者を選定したので届け
出ます。

記

代 表 者 住 所

氏 名

漁業協同組合別承認件数の推移

行政区域区分	漁協名・地区名	H2	H4	H6	H8	H10	H12	H14	H16	H18	H20	H22	H24	H26	H28	H30	R2	R4
大月町	橘 浦	8	8	12	13	15	16	16	21	15	14	8	4	6	8	7	7	3
	一 切	7	7	8	9	9	9	8										
	安満地	14	14	14	26	26	32	30										
	すくも湾漁協	泊 浦	7	3	5	3	3	3										
		竜ヶ迫	6	6	6	9	7	9										
		浦 尻	3	4	1	3	3	3										
		小才角	8	8	6	5	5	5										
		大 浦	3															
		柏 島	34	18	18	18	21	22										
		古満目	4	2	1	2	2	2	167	146	111	98	80	76	88	89	89	76
		月 灘	13	13		2												
	大月町計	107	83	71	90	91	101	97										
宿毛市	すくも湾漁協	栄喜	10	10	10	11	10	9	10									
		小筑紫	9	9	8	8	8	9	4									
		内外ノ浦	3	3	1		1	6	4									
		大 海	6	6	6	7	5	6	8									
		沖の島	55	45	42	38	36	35	32									
		宿毛市	39	39	38	39	39	40	40									
		藻 津	5	5	5	5	1	2	2	6	7	6	5	5	4	4	4	4
		宿毛市計	127	117	110	108	100	107	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地区計	234	200	181	198	191	208	197	194	168	131	111	89	86	100	100	100	83
土佐清水市	清 水	9	9	5	6				1	1								
	三 崎	4	4	3														
	下川口	13	13	13	13	13	12	3	1	1								
	地区計	26	26	21	19	13	12	3	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
須崎市	須崎釣	1	1		1		1				1							
	錦浦					1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	0	0
	須崎町						1			1	1		1	0	0	0	0	0
	地区計	1	1		1	1	3	1	1	2	4	2	3	2	2	2	0	0
四万十市	下 田								2	3	5	5	7	8	8	8	9	9
高 知 県 計		261	227	202	218	205	223	201	199	175	140	118	99	96	110	110	109	92
大分県	鶴見町	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10						
	大分合計	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	0	0	0	0	0	0
愛媛県	愛南漁協	深浦	6	6	6	6	6	6	6									
		御荘	2	2	2	2	2	2	2									
		南内海	4	4	4	4	4	4	4	25	25	25	25	25	25	25	25	19
		東海	1	1	1	1	1	1										
		西海	6	6	6	6	6	6	6									
		福浦	6	6	6	6	6	6	6									
		久 良	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	6
	愛媛合計	30	30	30	30	30	30	29	30	30	30	30	30	30	30	30	30	25
県 外 計		40	40	40	40	40	40	39	40	40	40	40	30	30	30	30	30	25
合 計		301	267	242	258	245	263	240	239	215	180	158	129	126	140	140	139	117

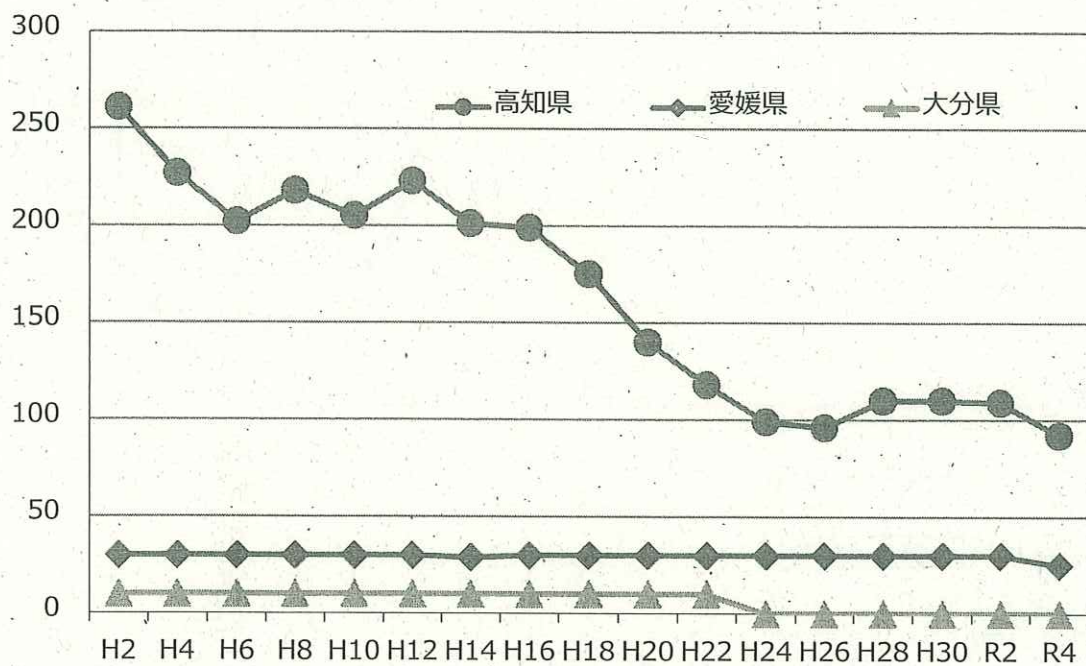


図1 沖の島周辺のいさき釣り承認件数の推移

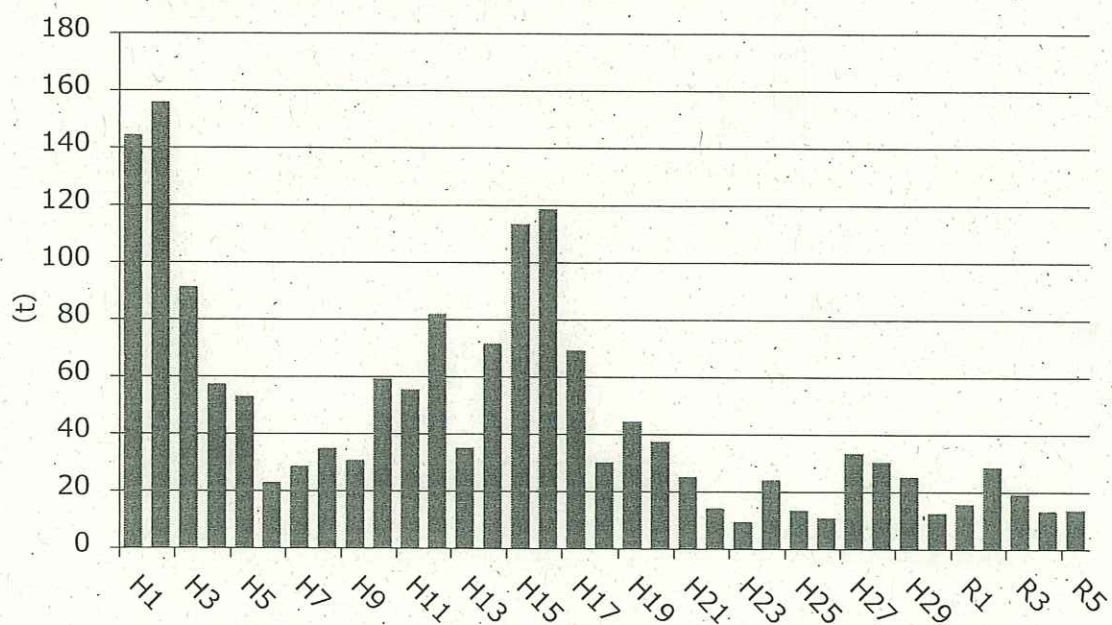


図2 いさき水揚げ量の推移 (すくも湾漁業協同組合)

指示海域概略図

